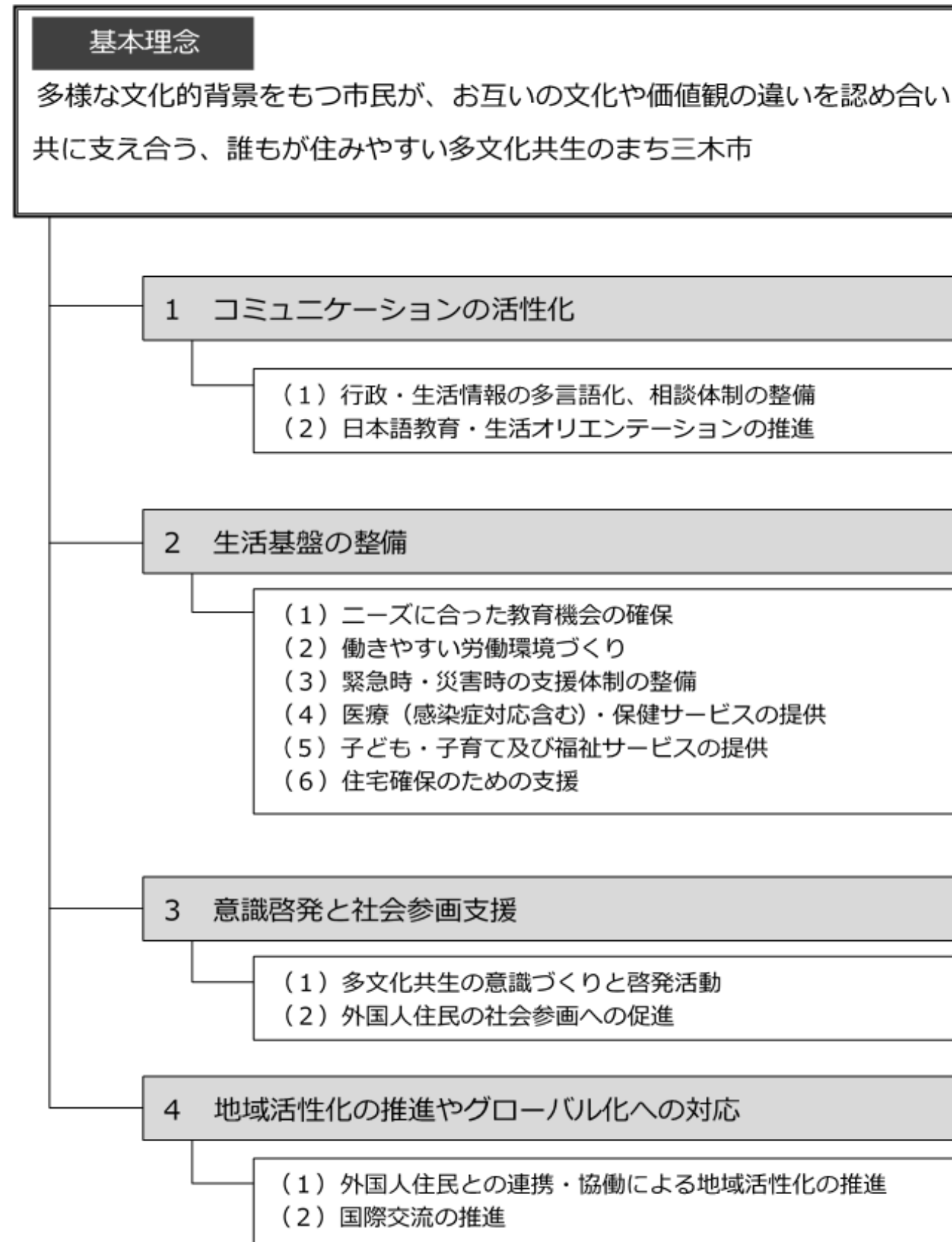


三木市多文化共生推進プラン実施計画 進捗管理シート

【2026（令和8）年度】

施策の体系（展開）



◎新規：R8年度から新規に実施する取組
○拡充・変更：R 7 年度の取組を拡充・変更する
□継続：R 7 年度と同一の取組を引き続き行う

4つの基本方針	施策	取組の方向	区分	R8年度事業実施計画	目標数値 (人、%、回数等)	担当課及び関係団体
1 コミュニケーションの活性化	(1)行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	①「やさしい日本語」・多言語、多様なメディアによる生活情報の提供	○	・広報みき作成時、特に外国人住民向けのお知らせには、ルビふりや「やさしい日本語」を使用 ・「がいこくじんのかたへ」ホームページに、最新情報が集約するシステム構築を検討	・システム構築	秘書広報課
			□	組織改正に伴い、ふりがなルビを記載した庁内案内表示及びホームページに掲載した多言語（5か国語）の庁舎フロア案内を更新する	各年1回	財政課
			□	・「やさしい日本語」を用いた住民税のガイドブック（三木市個人住民税・森林環境税ガイドブック）の活用 ・「所得(課税・非課税)証明書・納税証明書交付申請書」記入例の掲示		税務課
			□	外国人住民が必要な行政・生活情報を入手しやすい環境をつくるため、「生活ガイドブック」の改訂、「やさしい日本語」やルビの活用など、わかりやすい情報を提供する。	・ガイドブック 4 言語 ・チラシの多言語化	市民協働課
			□	転入時に、外国人のための生活情報誌「まえむきに」や「外国語版防災ガイドブック」、「日本語教室」の案内などを配布し情報提供する。		市民課
			○	・外国語版ごみ分別表の作成（やさしい日本語、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・スペイン語・ポルトガル語・アラビア語） ・外国語版ごみ分別表をHPにアップし、その二次元コードを載せたシールをごみステーションに貼る。 ・ごみ分別アプリにも外国語版ごみ分別表に関する記載を追加する。	8言語	環境課
			□	「三木市公共交通総合時刻表」の作成において、表現方法等内容に工夫ができないか検討する。		交通施策課
			□	・館内・施設内での多言語対応の案内表示の充実	10館	公民館
			□	バリアフリー本、外国語資料の充実(現在の蔵書数は112冊)	10冊増	図書館
		②外国人住民の生活相談体制の充実	□	外国人住民や地域住民が日常生活の中で困っていることを相談できるよう相談窓口を周知し、企業や関係機関との連携を強化するとともに、利便性の向上を図る。		市民協働課

			☐	外国人にも理解しやすいチラシ等を作成し、子どものいじめ相談や女性のための相談窓口を周知する。 また、外国人からの相談があった際は、音声通訳機や、出入国在留管理庁の通訳支援事業を利用し、多言語に対応した相談体制をとる。		人権推進課
			☐	外国人にも理解しやすいチラシ等を作成し、DV相談窓口を周知する。 また、外国人からの相談があった際は、音声通訳機や、出入国在留管理庁の通訳支援事業を利用し、多言語に対応した相談体制をとる。		配偶者暴力相談支援センター
			☐	自治会や市民協議会などとの相談体制を充実させる。	10館	公民館
	(2)日本語教育・生活オリエンテーションの推進	①日本語教育の推進及び体制の整備	○	地域や企業に日本語教室を周知するとともに、日本語教室(クラス授業)の拡充及びボランティアの人材育成を実施。	・開催回数の増加 ・ボランティア謝金の増額	市民協働課
			☐	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、母語サポーターを派遣し、児童生徒を支援する。	来日3年未満 母語サポーター支援 100%	学校教育課
	②生活オリエンテーションの実施		☐	国際交流協会や市民協働課と連携し、「日本語教室」や企業に対する生活オリエンテーションにおいて防災に関する講座や防災体験教室を実施する。	年3回以上	危機管理課
			☐	企業向け「生活オリエンテーション」に加え、地域や団体に「まちづくり出前トーク」を実施し基本的な情報提供を行う。	広報やチラシで周知年2回	市民協働課
			☐	・市が実施する日本語教室や、事業所からの依頼等により「やさしい日本語」を用いた交通ルールの講習を行う。	4回	生活安全課
			☐	・外国人市民向け出前講座を実施する。	2事業所	環境課
			☐	バス及びデマンド型交通の乗り方や交通系ＩＣカードの使い方を知っていただくために、外国人を対象とした出前講座を開催する。	1回以上	交通施策課
			☐	・外国人住民を雇用する事業所向け出前講座で、多言語通訳サービス「三者間同時通訳システム」の紹介や119番の通報要領等の講習会の実施。 ・「日本語教室」の特別事業において「やさしい日本語」を用いた救急法講習会の実施。	1回以上	救急救助課

◎新規：R8年度から新規に実施する取組
○拡充・変更：R 7 年度の取組を拡充・変更する
□継続：R 7 年度と同一の取組を引き続き行う

4つの基本方針	施策	取組の方向	区分	R8年度事業実施計画	目標数値 (人、%、 回数等)	担当課及び関係団体
2 生活基盤の整備	(1) ニーズに合った教育機会の確保	① 多言語による就学の情報提供・就学案内	☐	多言語資料や「やさしい日本語」での案内や通訳による面談を推進する。園所との連携し、ニーズに合わせた支援につなげる。		学校教育課
			☐	【就学前教育・保育施設】 ・就学に向けた学校見学や相談など、保護者と学校や関係課との情報連携 ・初めて就学する児の保護者への細やかな情報提供		教育・保育課
		②日本語学習支援	☐	日本語指導支援員を派遣し、児童生徒の日本語学習支援を行う。		学校教育課
			☐	外国ルーツの子どもを含む学習希望者の受け入れ体制を整え、「日本語教室」及び「こども日本語教室みきっず」の日本語ボランティアの確保と養成を強化する。	1 0 人	国際交流協会
		③地域ぐるみの取組の促進	○	・区長協議会（1 0 地区）や市民協議会（1 0 地区）、各実行委員が催すイベントのチラシ等にルビを振るなど、地域まちづくり担当者と協力し、外国人住民が参加しやすい取組を促進する。 ・区長協議会連合会定例理事会等で、多文化共生に関する研修会等を実施し、意識醸成を図る。	・ 5 0 % ・ 研修：1 回以上	市民協働課
		④進路指導・キャリア教育	◎	外国人児童生徒が安心して進学し、将来のキャリア形成を図ることができるように、小中特別支援学校と高校の連携体制を構築する。日本語指導や進路指導等の支援内容を共有し、切れ目ない支援体制の充実を図る。	連携会議開催年 2 回	学校教育課
		⑤全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進	☐	外国人児童生徒のアイデンティティの確立と自己実現を支援するとともに、全ての児童生徒が多様な文化の価値観を尊重し、互いの違いを理解し認め合いながら、ともに成長できる共生社会の実現をめざす。		学校教育課
			☐	・多文化共生の意識の芽生えを育むための、保育の工夫 ・必要な日本語や日本文化に触れて楽しめるような環境づくり ・多文化共生巡回訪問による、個別に応じた日本語支援等の実施	巡回訪問 月1回	教育・保育課
		⑥就学前教育・保育制度の周知・多文化対応	☐	【入園案内・受付】 ・課の窓口対応における、国際交流協会のサポートも組み合わせた、やさしい日本語での説明の推進 【教育・保育施設】 ・配布物や伝達事項など、視覚資料ややさしい日本語、翻訳アプリ等を用いた支援		教育・保育課

	(2)働きやすい労働環境づくり	①就業及び職場環境の整備	☐	市内事業者にワークライフバランスへの理解を深めていただくことを目的に、外国人雇用、働き方改革等の関連情報誌や、相談体制の整備を促す文書を送付し、啓発を図る。 対象事業所：従業員20名以上の送付希望事業所約240社	情報誌発 送：4回	商工振興課
	(3)緊急時・災害時の支援体制 の整備	①外国人住民に関する防災対 策等の推進	☐	・転入時に10ヶ国語に対応した、防災啓発パンフレットを配布する。 ・三木市総合防災訓練への参加並びに地域の防災訓練に外国人が参加できるよう出前講座や自主防災組織説明会で呼びかける。 ・防災訓練等のチラシにルビをふるなど外国人が分かるように工夫する。	年3回 以上	危機管理課
			☐	外国人を雇用する事業所では、消防訓練に積極的に参加してもらい、消火器取扱い訓練や119番通報訓練を実施し、防災意識の向上を図る。	1回以上	救急救助課
			☐	・市民協議会主催の防災訓練について、地域内に住む外国人にも参加の呼びかけを地域住民と共に実施する。（志染、青山、自由が丘）	3館	公民館
			☐	三木市防災訓練の「住民一次避難訓練」において、参加した市民(高齢者や外国人住民)に車いすの操作とシート担架の作成方法と使用方法を指導する。		社会福祉協議会
		②多言語支援のための応援体 制の整備	☐	・ひょうご防災ネット（ひょうごEネット）の登録を促進する。（12か国語対応）（R8年4月末：143人）	登録 者数 160人	危機管理課
			☐	多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」、多言語通訳サービス「三者間同時通訳システム」を活用して円滑なコミュニケーションを図る。		救急救助課
		③外国人住民の所在把握	☐	関係各課（市民協働課、福祉課等）と連携し、地域の防災研修等において、外国人の所在及び支援の要否についての把握に努めてもらうように各自主防災組織や民生委員・児童委員等へ呼びかける。	年1回 以上 周知	危機管理課、
			☐	・市民協議会、区長協議会、学校園と連携して居住実態や在籍状況を情報交換・共有し、外国人住民の所在把握に努める。（三木南、別所、志染）	3館	公民館
		④避難所における外国人被災 者への対応	☐	外国人と円滑なコミュニケーションが取れるよう6ヶ国語に対応した「コミュニケーション支援ボード」を避難所に設置する。	年1回 現場 確認	危機管理課
	(4)医療（感染症対応含む）・ 保健サービスの提供	①医療機関における多言語対 応	○	・休日救急診療の当番医情報を「やさしい日本語」で作成しホームページに掲載する。 ・町ぐるみ健診のお知らせ封筒に二次元コードを掲載し、ホームページ（やさしい日本語）の受診案内に誘導し受診者を増やす。（R7年実績：約60人） ・町ぐるみ健診の受診時に使うコミュニケーションボードを作成する。	・月1回 ・65人 ・コミュニ ケーション ボード作成	健康増進課
		②外国語対応可能な病院・薬 局に関する情報提供	☐	「外国人相談窓口」等で医療機関と外国人住民のニーズを繋ぐ支援を行う。		市民協働課

	(5)子ども・子育て及び福祉サービスの提供	①サービス提供時の多言語による支援	☐	日本語に不慣れな外国人住民が自立相談に来られた際には、やさしい日本語での対応を図るとともに、必要に応じて翻訳アプリを活用して意思疎通を図ります。		福祉課
			☐	外国人住民が窓口に手続きに来られた際には「やさしい日本語」での情報提供や必要に応じて翻訳アプリを活用し意思疎通を図ります。		障がい福祉課
			☐	・児童センターや吉川児童館では施設を利用しやすくするために利用案内にルビふりや「やさしい日本語」に変換して施設が利用しやすいように支援する。 (R7外国人利用者数：延べ560人) ・児童手当未申請者に対して「やさしい日本語」の文書を送付。また、日本語の理解状況に応じて翻訳アプリで多言語を翻訳して案内する。 ・「子育て応援ハンドブック」の見出しに「がいこくのみなさんへ」を追記して相談先等を明記し、こどもを持つ家庭への子育て支援の情報を提供する。 ・乳幼児健診問診票の多言語対応（5か国語）を継続して進める。窓口対応は、「やさしい日本語」を基本とし、必要に応じて翻訳アプリを使用する。	外国人利用者数：延べ500人	こども福祉課
			☐	必要に応じて音声通訳機（ポケットーク）や翻訳アプリ搭載のタブレットを利用する。6言語で記載された国民健康保険の手引きなどを積極的に活用する。		保険年金課
			☐	介護保険制度等に係るサービスを利用の際は、やさしい日本語で対応し、説明文にはひらがなやルビを打つなどの対応を行う。		介護保険課
			☐	【放課後児童健全育成事業】 ・ポケットークや絵カードを活用した児童への支援 ・緊急連絡アプリ「すぐーる」（14ヵ国語対応）を活用した保護者への情報発信（昨年実績：22件 休校・急な工事等）及び、必要に応じて「やさしい日本語」やAI翻訳サービスCOTOHAなどで支援		教育・保育課
			☐	・窓口等での相談は「やさしい日本語」で丁寧に対応する。必要に応じて、翻訳機やアプリを活用するなど、相談しやすい体制づくりを進める。（【参考】R7 相談者8名） ・育児ファミサポ事業パンフレットの多言語化版（やさしい日本語、3外国語）使用による説明対応し、安心してサポートが受けることができるようにする。		社会福祉協議会
	②ライフサイクルに応じた継続的な支援		☐	・養育支援訪問等の福祉サービスについて相談があれば「やさしい日本語」で説明を行う。 ・多言語（10か国語）の母子健康手帳を交付し、外国人妊婦の言語に対応する。 ・母子健康手帳交付時に、多言語対応の母子健康手帳アプリ（母子モ）を紹介し、アプリを活用した支援を継続する。また、相談や訪問等では「やさしい日本語」を基本とし、必要に応じて翻訳アプリを使用して対応する。		こども福祉課
			☐	外国人高齢者の相談内容に応じた適切な対応や手続きを、「やさしい日本語」や多言語による対応に努める。		介護保険課

			☐	・「やさしい日本語」を用いて対応し、必要に応じて説明文にはひらがなやルビを打つなどの工夫を行う。		高齢福祉課
			☐	【就学前教育・保育施設】 ・関係機関と連携した、発達相談等の支援や必要なサービスの情報提供		教育・保育課
	(6)住宅確保のための支援	①外国人住民に対する居住支援の推進	☐	「外国人相談窓口」等で公営住宅の事務手続きに係る支援を行う。		市民協働課
			☐	住宅に係る相談をやさしい日本語を活用して実施	100%	建築住宅課

◎新規：R8年度から新規に実施する取組
○拡充・変更：R 7 年度の取組を拡充・変更する
□継続：R 7 年度と同一の取組を引き続き行う

4つの基本方針	施策	取組の方向	区分	R8年度事業実施計画	目標数値 (人、%、 回数等)	担当課及び関係団体
3 意識啓発と社会参画支援	(1)多文化共生の意識づくりと 啓発活動	①地域住民等に対する多文化 共生の意識啓発	☐	・「自治会ハンドブック」やホームページを活用し多文化共生の意識啓発について周知し、 地域での問題に対応する。 ・新任職員多文化理解研修、「やさしい日本語」や「多文化理解」研修等の職員研修を継続 実施するとともに、多文化共生に関する「まちづくり出前トーク」を実施し、意識啓発を図 る。	・職員研修 4回 出前 トーク1回	市民協働課
			☐	同和教育セミナー（参加者平均90人）や人権フォーラム（参加者平均80人）等で、多文 化共生にかかる講演や意見発表を実施する。	各100人	人権推進課
			☐	・講座やセミナーを通じて、外国の文化や多文化共生の重要性を学ぶ機会を提供する。（中 央、別所、細川、口吉川、緑が丘、自由が丘、青山、吉川）	8館	公民館
		②不当な差別的言動の解消	☐	社会教育推進委員研修会（R7実績：100人/193 人）で、ひきこもり理解につながる啓発に 取り組む。	参加者110 人	人権推進課
		③多文化共生の場づくり	☐	国際交流協会と連携し、日本語教室や多文化交流サロン他、各種イベントで地域との交流機 会を増やし、繋がりを育む。	4回以上	市民協働課
			☐	隣保館の存在を広く周知することにより共生の場となるよう取り組む。R7実績：17,622人	来館者 18,000人	人権推進課
			☐	・地域や企業と協力し、外国人との交流を目的としたイベントを開催する。（細川）	1館	公民館
			☐	「えいごのおはなしかい」の実施	24回	図書館
			○	高校生による外国ルーツの子どもの学習支援を拡充する。	こども 8 人	国際交流協会
	(2)外国人住民の社会参画への 促進	①外国人住民と日本人住民の 橋渡しとなるような人材の把 握・育成	☐	日本語教室や企業等での生活オリエンテーションを通じて、地域の自治会や自主防災組織と 積極的に関わっていくことの重要性を呼びかけるとともに、地域防災に携われる外国人住民 の人材育成に努める。	2回以上	危機管理課
			☐	国際交流協会と連携し、「ゲストスピーカー」の育成を支援する。	・多文化理 解研修10月 に依頼	市民協働課
			◎	出前講座などで意見を述べる外国人住民を発掘養成する。（R 7 実績：20人）	2 3 人	国際交流協会

		②外国人住民の地域社会への参画促進	☐	・自治会（10区長協議会）や市民協議会が行なう地域活動等の広報啓発などを通じて参加を促進する。 ・「多文化共生推進プラン策定検証委員会」等への参加を促進し、意見を反映する。	・公募委員2名	市民協働課
			☐	・区長協議会と連携し、多言語ややさしい日本語のチラシ等で案内し、地域活動への参画を支援する。（ゴミ出し、地域イベントの運営、防災訓練、美化活動、自治会加入の勧誘など）（中央、三木南、自由が丘）	3館	公民館
			☒	市の防災訓練や公民館事業に協力する。	8人	国際交流協会

◎新規：R8年度から新規に実施する取組
○拡充・変更：R 7 年度の取組を拡充・変更する
□継続：R 7 年度と同一の取組を引き続き行う

4つの基本方針	施策	取組の方向	区分	R8年度事業実施計画	目標数値 (人、%、 回数等)	担当課及び関係団体
4 地域活性化の推進やグローバ ル化への対応	(1)外国人住民との連携・協働 による地域活性化の推進	①地域活性化の推進	□	・外国人住民が主体となって地域活動に取り組む際に、区長協議会や市民協議会と協力し、助言や情報発信を支援する。	2 回以上	市民協働課
			○	商店振興及び地域活性化に向け、広報周知を強化し、お買物券事業に申込み外国人の割合を高める。	申込者数の 2%	商工振興課
			□	・市内外のイベントの出展の時に、イベントチラシを多言語で読んでもらえるよう、翻訳アプリの利用（ピクトグラムの掲載等）を促し、情報提供を行う。 ・引き続き、外国人観光客向けパンフレット（5か国語対応）を観光案内施設（観光協会、観光振興課）で配架する。	・ 3 回	観光振興課
	(2)国際交流の推進	①文化交流の促進	□	国際交流協会と連携し、交流事業を実施する。	2 回以上	市民協働課
			□	国際交流協会が主催する交流イベントに協力する外国ルーツの人や日本人（関係者やボランティア）を増やす。	150人	国際交流協会
		②姉妹都市交流の促進	○	・ フェデレーション市へ 8 月4日から13日の期間に訪問団を派遣。令和 9 年に姉妹都市提携30周年を迎えるに当たり記念事業を調整する。 ・ 今年度は、バイセリア市と姉妹都市提携60周年を迎えるに当たり、11月に訪問団を受け入れ記念事業（交流事業）を行う。	・ 訪問団10 名程度募集 ・ 交流事業 を 2 回以上 行う	市民協働課